

個人番号（マイナンバー）提出済

令和3年6月9日

保護者の皆様へ

【個人番号(マイナンバー)提出で認定を受けている生徒】

沖縄県立球陽高等学校長

(公印省略)

令和3年7月～令和4年6月までの 高等学校等就学支援金（授業料支援）の申請手続きについて

高等学校等就学支援金制度は、国による授業料の支援を行う制度です。

支援を受けるには、必ず申請を行う必要がありますが、下記のとおり申請手続きを省略することができます。なお、就学支援金は、学校設置者が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺されるため、生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

また、平成31年4月から、個人番号(マイナンバー)を利用した情報照会ができるようになっております。個人番号を提出し認定を受けた場合は、次回以降からの申請が不要となります。

ご不明な点などございましたら、担当までご連絡ください。

記

1 提出書類

- ① 個人番号(マイナンバー)を提出して認定を受けている生徒 → 申請不要
- ② 個人番号(マイナンバー)を提出して認定を受けているが、申請を辞退する生徒 → 確認書

※詳しくは別紙「～支援金手続きに関するよくあるご質問～Q&A」をご覧ください。

2 提出期限 令和3年6月25日（金）【②該当者のみ】

3 提出先 球陽高校事務室

4 留意事項

下記の場合は、授業料を納めていただくことになります。

- (1) 申請辞退又は変更がある場合、正当な理由がなく提出期限までに書類の提出が無い
- (2) 保護者(親権者)等の「令和3年度市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額」の合計が304,200円以上である(個人番号(マイナンバー)を利用した情報照会も含む)

<問い合わせ先> 球陽高校事務室 担当者 宮城・久場 TEL:098-933-9301



～支援金手続きに関するよくあるご質問～
Q&A

Q1. 前回申請した際、個人番号（マイナンバー）で提出したのか、課税証明書で提出したか覚えていません。

A. 封筒に色紙を同封してお知らせしています。

- ・ ピンクの紙 → 個人番号（マイナンバー） で提出済みです。
- ・ 緑の紙 → 課税証明書 で提出済みです。

Q2. 個人番号（マイナンバー）を提出して認定を受けている場合、提出不要とはどういう意味ですか？

A. 以前に個人番号（マイナンバー）で提出された方は、引き続き個人番号を利用して沖縄県教育委員会が市町村に所得確認の情報照会をして、オンラインでの手続きを行うことができます。そのため保護者からの書類関係の提出は不要となります。

Q3. 本当に何も提出しないで大丈夫か？

A. はい、大丈夫です。ただし、以下の場合は手続きが必要です。

- ① 令和2年1月1日の住所と令和3年1月1日の住所が異なる場合（例：引っ越し・単身赴任など）
- ② 前回の申請手続きから保護者等に変更がある場合（例：離婚・婚姻など）
- ③ 申請手続きをしない場合は同封している確認書に記入押印をして提出

【辞退する場合提出】＜授業料支援＞

令和3年度高等学校等就学支援金
(第Ⅱ期：令和3年7月～令和4年6月)

確 認 書

沖縄県立球陽高等学校長 殿

(1または2のいずれかに○をつけてください。)

1 私は、高等学校等就学支援金の収入状況届出を行います。
認定結果の通知を受けるまでの授業料等については猶予願います。

2 私は、高等学校等就学支援金の収入状況届出を行わず、高等学校
授業料の納入をします。

◇親権者(保護者)等の『課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額』
の合計が304,200円以上であるため。

令和 3 年 月 日

生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

生徒との続柄 _____

連絡先1(日中連絡が取れる番号) - - ()

連絡先2(日中連絡が取れる番号) - - ()

提出期限 令和3年6月25日

学校收受印 _____

(留意事項)

- ◇ 1に○をつけた生徒については、審査の結果、収入状況届出が認められなかった場合、沖縄県立高等学校等授業料等徴収条例に基づき、遡って授業料等を納めることとなります。
- ◇ 2に○をつけた生徒については、沖縄県立高等学校等授業料等徴収条例に基づき、毎月定められた日までに授業料等を納めることとなります。
(全日制は月額9,900円、定時制は1単位あたり1,620円、通信制は1単位あたり310円)